

厚岸町条例第31号

厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月19日

厚岸町長 三浦 文彦

厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年厚岸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年厚岸町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年厚岸町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年厚岸町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。